

## 生駒市規則第4号

生駒市自転車等放置防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月13日

生駒市長 山下 真

生駒市自転車等放置防止条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市自転車等放置防止条例施行規則（平成5年7月生駒市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,000円」を「3,090円」に、「4,000円」を「4,110円」に、「1,000円」を「1,030円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の金額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額を含む。

様式第3号中「につき3,000円」を「につき 円」に、「につき4,000円」を「につき 円」に、「場合は1,000円」を「場合は 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市自転車等放置防止条例施行規則別表の規定は、平成26年4月1日以後に徴収する移送費及び保管費について適用し、同日前に徴収する移送費及び保管費については、なお従前の例による。

